

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便認可

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百三十九号

鳥取市城北土地区画整理事業施行地区内の宅地について昭和三十九年三月二十一日換地処分があつたので土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十一日

告示

鳥取市城北土地区画整理事業施行地区内の宅地について昭和三十九年三月二十一日換地処分があつたので土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第四項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県告示第二百四十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十七条第二項の規定に基づき、鳥取市竹生土地改良区及び吉岡村長柄瀬田蔵土地改良区の解散について、昭和三十九年四月十五日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十一日

- ◇告示
- 土地区画整理法による換地処分
- 土地改良法による土地改良区の解散認可
- 教育職員の免許状の授与
- 結核予防法による医療機関の指定
- 結核予防法による指定医療機関の辞退
- 健康保険法による保健医療機関の指定
- 公衆浴場入浴料金の指定
- 昭和三十二年十月鳥取県告示第四百八十一号の廃止
- 家畜伝染病予防法による牛の結核病検査等の実施
- 土地の公用廃止
- 昭和二十五年二月鳥取県告示第四十四号等の廃止

◇教委告示 臨時教育委員会の招集

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百四十二号

鳥取県告示第二百四十一号

教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）第

五条第三項の規定に基づき、次のとおり教育職員の免許状を授与したので、同法第八条第一項の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

指定年月日 名称所 在地開設者

昭和三十九年 四月五日 石川内科 米子市立町四丁 石川 好明

免許状の種類 番

一 号 氏 名 本籍地

高 等 学 校 助 教

昭三九高助第一号 驚見 奎 鳥取県

諭 免 許 状

第二号 津田 蓉子 "

" "

第三号 霜村美乃留 "

" "

第四号 越谷 義道 "

" "

第五号 西尾 富子 "

鳥取県告示第二百四十三号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

指定年月日 名称所 在地開設者

昭和三十九年 四月五日 石川内科 米子市立町四丁 石川 好明

00310

(第3種郵便物
認可)

3 昭和三十九年四月二十一日 火曜日 鳥取県公報 第3523号

00309

(第3種郵便物
認可)

2

鳥取県知事職務代理者
 鳥取県総務部長 中 井 猛 夏
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所 在 地
 昭和三十九年 都田医院 境港市渡町一、二
 三月三十一日 ○番地

鳥取県告示第二百四十四号
 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ

名 称 所 在 地 診療科名 開設者氏名 指 定 年 月 日 採用点数表
 上田医院 東伯郡東伯町大字浦安三三四 内科、小児科 上田 良雄 昭和三十九年三月三十一日 乙表点数表
 糸山歯科医院 倉吉市上井町二の一三 歯科 糸山 幸彦 十五日 歯科

鳥取県告示第二百四十五号

公衆浴場入浴料金の統制額の指定等に関する省令（昭和三十二年厚生省令第三十八号）第二条の規定に基づき、公衆浴場入浴料金の統制額を次のとおり指定し、昭和三十九年四月二十二日から実施する。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

夏

00311

(第3種郵便物
認可)

4

地域別	(大者才以上人) (中才未満の者十二人) (小者才未満の者六人)
鳥取市、米子市、倉吉市、境港市	二十円
右に掲げる地域以外の地域	十五円
十七円	十三円
六円	七円
	五円

鳥取県告示第二百四十六号

昭和三十二年十月鳥取県告示第四百八十一号（公衆浴場入浴料金の額の指定について）は、昭和三十九年四月二十二日限り廃止する。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

鳥取県告示第二百四十七号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて結核病検査、ブルセラ病検査、ピロプラズマ病検査

及びひな白痢検査を実施するから、家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査を受けることを命ずる。

昭和三十九年四月二十一日

鳥取県知事職務代理者

鳥取県総務部長 中 井 猛 夏

- 一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ピロプラズマ病及びひな白痢予防のため
- 二 実施の区域 別表のとおり
- 三 實施の対象となる家畜の種類及び範囲

結核病検査及びブルセラ病検査

牛 摺乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれらと同一構内で飼育している牛。

ただし、生後六ヶ月以内のもの、分娩前一ヶ月以内のもの及び分娩後十日以内のものを除く。

ピロプラズマ病検査

牛。ただし、生後三ヶ月以内のもの及び分娩前後一ヶ月以内のものを除く。

ひな白痢検査

種鶏及び同一構内で飼育している鶏

実施の期日 別表のとおり

検査の方法

結核病検査……ツベルクリン皮内反応

ブルセラ病検査……急速凝集反応及び試験管凝集法

ピロプラズマ病検査……血液塗抹検査

ひな白痢検査……ひな白痢急速凝集診断法

別表 結核病及びブルセラ病検査

第一 次 第二 次 第三 次 第四 次 実施場所

四月二十五日 四月二十七日 中山町 萩原 検査場

五月 一日 五月 三十日 二十八日 大都

五月 六日 五月 九日 二本松

八日 九日 十一日 名和町 樂仙

十一日 十四日 新渡道

十三日 十六日 新渡道

十八日 二十一日 大山町 香取

十九日 二十二日 大山町 上大山

二十日 二十三日 下大山

二十六日 二十九日 新高田

二十七日 三十日

四月二十五日 実施場所 実施区域 実施場所

中山町

萩原 検査場

萩原 検査場

7 昭和39年4月21日

火曜日 鳥取県公報 第3523号

00314

(第3種郵便物)
認 可

00313

(第3種郵便物)
認可

6

昭和39年4月21日 火曜日 鳥取県公報 第3523号

6